

主要国の補正予算について

	アメリカ	ドイツ	スウェーデン	フランス	日本
会計年度	10月～9月	暦年	暦年	暦年	4月～3月
予算の形式・構成	当初予算は分野別の12本の歳出予算法からなる。補正予算は通常、1本の歳出予算法により制定される。	当初予算は、予算法(条文形式)、総予算(歳入歳出の一覧等)、個別予算(省庁別予算)からなる。補正予算も同様の構成である。	当初予算案は総歳出額や各歳出分野の予算などに対応する複数の議案からなる。議案には関連法の改正案を含むことがある。補正予算案は、近年は1本の議案として提出。	当初予算は年次予算法、補正予算は補正予算法として制定される。	予算は法律とは異なる議決形式である。予算は、予算総則、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、国庫債務負担行為からなる。
制度概要	<p>(当初予算案の審議) 2月に大統領は予算教書を議会に提出する。これを参考に、議会の上下両院において歳出予算法案が審議される。 【～4月15日】予算委員会起草の予算決議案を受け、議会は、中期の歳出の大枠を定める「予算決議」を審議し、両院一致の決議として採択。 【5月15日】予算決議が可決されていない場合でも、歳出委員会の各小委員会が歳出予算法案の審議を開始(下院先議。最近は上院も並行して審議)。 【～9月30日】本会議で歳出予算法案を可決。大統領の署名により法律として成立。</p> <p>(補正予算制度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大統領は、当初予算提出後の法施行ないし公共の利益を理由として、必要な補正予算の提案を議会に行うことができる(合衆国法典第31編第1107条)。議会は、大統領からの提案を待たずに、補正予算を編成することができる。 補正予算は歳出委員会の関連小委員会を中心に準備される。法案提出から成立までの期間は、2～3週間程度の場合が多い。 	<p>(当初予算案の審議) 8月に政府は連邦議会と連邦参議院に同時に予算法案を提出する。 【9～10月】連邦議会第一読会、連邦参議院第一審議。連邦議会予算委員会における審査。連邦参議院財政委員会における審査。 【11月下旬】連邦議会第二読会。第三読会にて議決。 【12月】連邦参議院第二審議、議決。</p> <p>(補正予算制度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当初予算編成等に関する「連邦予算規則」の規定が補正予算にも適用される(同規則第33条) 補正予算法案提出から成立までの期間は、1～2か月程度を要する場合が多い。 	<p>(当初予算案等の審議) 春に政府は向こう3年間の歳出総額の上限額と分野別の歳出上限額を閣議決定。これに基づき今後数年間の経済・予算政策のガイドラインである「春季財政政策案」を閣議決定し、6月に議会(一院制)の承認を得る。以上を踏まえ政府は、9月に予算案を議会に提出。 【9月～】財政委員会では各分野の歳出上限額を審査。全15委員会において各々が担当する歳出分野の審査。 【11月末まで】本会議において総歳出額及び分野別歳出上限額を決定。 【12月中旬】本会議において各分野における歳出の内容を決定。</p> <p>(補正予算制度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会は、既に承認した国の歳入若しくは歳出を変更し、又は新たな歳出を承認することができる(統治法(憲法)第9章第4条)。 補正予算は4月の春季財政政策案、9月の予算案と同時に政府から議会に提出され、2か月程度で成立する。 	<p>(当初予算案の審議) 9月に政府は年次予算法案を議会に提出。 【10～12月】下院財政委員会、関連委員会の審査後に本会議で第一読会・議決。上院財政委員会、関連委員会の審査後に本会議で第一読会・議決。両院の議決が一致すれば予算法成立。議決が一致しない場合、両院協議会等を経て予算成立。</p> <p>※政府は2年に1度、向こう3年間の歳出の大枠などを定める財政計画法案を議会に提出し、承認を得る(直近では2012年12月に財政計画法を制定)。</p> <p>(補正予算制度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 補正予算法により、当初予算で定めた歳入歳出等に関する定めを年度途中に変更することができる(予算組織法第35条)。 補正予算法案提出から成立までの期間は、1か月以上要する場合が多い。 	<p>(当初予算案の審議) 1月に政府は予算案を国会に提出し、国会はこれを審議する。 【1～3月】衆議院予算委員会の審査、本会議審議・議決。参議院予算委員会の審査・本会議審議・議決。</p> <p>(補正予算制度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法律上又は契約上国の義務に属する経費の不足が生ずる場合や、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費支出等が必要な場合に、内閣は、予算作成の手續に準じ、補正予算を作成し、これを国会に提出することができる。(財政法第29条) 補正予算案提出から成立までの期間は、2週間～1か月弱程度の場合が多い。
上下両院の関係等	歳出予算法案に関して、上下両院のいずれかの議決が優越することはない。	連邦議会と連邦参議院の議決が一致しない場合には、連邦参議院は両院協議会の開催を求め、異議を提出することができるが、連邦議会によって異議が却下されれば、予算はそのまま成立する。	—	予算法案は、提出後70日以内に、議会在最終的な議決を行わない場合、政府法案の規定が有効となる。首相の求めにより両院協議会が行われる場合、両院が合意しないときには、下院の議決が優先される。	衆議院の優越が認められている(先議権、両院が異なった議決をした場合の衆議院の優越、自然成立)。

	アメリカ	ドイツ	スウェーデン	フランス	日本
補正予算の編成状況	(A) 当初予算案 (B) 補正予算 (B/A) 2007年度 27,394 億ドル 1,200 億ドル(4.4%) 2008 29,411 1,387 (4.7%) 2009 30,256 5,700 (18.8%) 2010 34,248 560 (1.6%) 2011 36,905 - 2012 36,850 - 2013 36,671 505 (1.4%) (補正予算の目的等) 2009年度は経済対策 3,790 億ドルを含む。それ以外は、戦費や災害対応が主な目的。	(A) 当初予算 (B) 補正予算 (B/A) 2007年 2,705 億ユーロ 18 億ユーロ (0.7%) 2008 2,832 - 2009 2,900 133 (4.6%) 2010 3,195 - 2011 3,058 - 2012 3,062 54 (1.8%) 2013 3,020 80 (2.6%) (補正予算の目的等) 2009年は経済危機対応。2013年は災害対応。	(A) 当初予算 (B) 補正予算 (B/A) 2007年 7,906 億ユーロ 130 億ユーロ(1.6%) 2008 7,811 596 (7.6%) 2009 7,789 391 (5.0%) 2010 8,291 75 (0.9%) 2011 8,268 122 (1.5%) 2012 8,144 108 (1.3%) 2013 8,172 109 (1.3%) (補正予算の目的等) 2008年は運輸・通信や利払費、2009年は雇用や地方向け一般交付金が主な項目。	(A) 当初予算 (B) 補正予算 (B/A) 2007年 2,669 億ユーロ 0 億ユーロ (0.0%) 2008 2,713 407 (15.0%) 2009 2,771 113 (4.1%) 2010 2,852 336 (11.8%) 2011 2,864 14 (0.5%) 2012 2,907 56 (1.9%) 2013 2,993 -39 (-1.3%) (補正予算の目的等) 2008年及び2009年は、経済対策が主。2010年は成長戦略関連など。	(A) 当初予算 (B) 補正予算 (B/A) 2007年度 82.9 兆円 0.9 兆円 (1.1%) 2008 83.1 5.8 (7.0%) 2009 88.5 14.0 (15.8%) 2010 92.3 4.4 (4.8%) 2011 92.4 15.1 (16.3%) 2012 90.3 10.2 (11.3%) 2013 92.6 5.5 (5.9%) (補正予算の目的等) 2008～2010年度と2012～2013年度は経済対策への対応等。2011年度は大震災対応等。
備考 (補正予算が財政状況に与える影響に関連する制度等)	ほとんどの補正予算が、議会により「緊急支出」の指定を受けている。緊急支出は、予算コントロール法(2011年成立)が定める歳出上限や、2010年に法制化されたいわゆる Pay-as-you-go ルール、予算決議で定める分野ごとの歳出配分といった統制の外に置かれている。	基本法(連邦憲法)に定められた「起債制限」により、2016年以降、連邦政府の財政赤字は、原則として、GDPの0.35%以下に抑制される。この制限の例外として、景気悪化や災害への対応のほか、補正予算に伴う起債上限額の上積み(税収見積りの3%)が法律に規定されている。	歳出総額の上限額と分野別歳出上限額の合計の差額は、予算マージンと呼ばれ、補正予算はその範囲内で執行される。	財政計画法により、一般政府ベースの構造的財政赤字(景気変動の影響を除いた赤字)がGDPの0.5%以下となる中期目標と、その道筋が定められる。独立機関により、決算ベースで実施される検証の結果、財政が上記道筋から逸脱したと認められる場合、政府は決算審議(6～7月頃)でその理由を説明し、例外的な景気悪化などのケースを除いて、翌年の予算で是正措置を講ずる。(以上は、EU25か国が2012年3月に署名した「財政協定」の国内法化(同年12月)に伴うもの。)	

(出典) 各国議会ホームページのほか、主に次の資料を参照。【全般】『図説 日本の財政(平成25年度版)』東洋経済新報社、2013、pp.370-379。; 【米国】 Congressional Budget Office, "Supplemental Appropriations in the 1990s," March 2001, p.2. <<http://www.cbo.gov/sites/default/files/cbofiles/ftpdocs/27xx/doc2768/entirereport.pdf>> ; 大統領予算教書各年度版; Congressional Budget Office, "CBO Data on Supplemental Appropriations Budget Authority: 2000 - Present." <http://www.cbo.gov/sites/default/files/cbofiles/attachments/17129_SupplementalAppropriations2000-Present.pdf> ; Congressional Budget Office, "Estimated Macroeconomic Impacts of the American Recovery and Reinvestment Act of 2009," March 2, 2009, Table 2. <http://www.cbo.gov/sites/default/files/cbofiles/ftpdocs/100xx/doc10008/03-02-macro_effects_of_arra.pdf> ; Concord Coalition, "Growing Misuse of "Emergency" Designation Weakens Budget Discipline and Increases Deficit Spending." May 10, 2010. <<http://www.concordcoalition.org/issue-briefs/2010/0510/growing-misuse-emergency-designation-weakens-budget-discipline-and-increases->> ; Allen Schick, *The Federal Budget: Politics, Policy, Progress (3rd ed.)*, Washington, D.C.: Brookings Institution Press, 2007, p.256. ; Bruce R. Lindsay et al., "An Examination of Federal Disaster Relief Under the Budget Control Act," *CRS Report for Congress*, November 8, 2013. <<https://www.fas.org/sgp/crs/misc/R42352.pdf>> ; Congressional Budget Office, "Final Sequestration Report for Fiscal Year 2013," March 2013, pp.2-3. ; 廣瀬淳子「[アメリカ] 予算の一律削減の開始」『外国の立法』2013.4. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8196096_po_02550103.pdf?contentNo=1> ; 廣瀬淳子「[アメリカ] 公債発行限度額引き上げ法成立」『外国の立法』2010.4. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/02430112.pdf>> 【ドイツ】 連邦予算書(各年版); 各連邦補正予算書; 渡辺富久子「ドイツの第二次連邦制改革(連邦と州の財政関係)(2)一財政赤字削減のための法整備一」『外国の立法』246号, 2010.12, pp.88-92. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/02460004.pdf>> ; 【スウェーデン】 湯元健治「第3章 北欧諸国の税・財政システム」翁百合ほか『北欧モデル 何が政策イノベーションを生み出すのか』日本経済新聞出版社, 2012, p.156. ; 伊集守直・古市将人「第9章 スウェーデンの財政再建と予算制度改革—96年予算法制定を中心に—」井手英策編著『危機と再建の比較財政史』ミネルヴァ書房, 2013, pp.210-214, 216. ; Ekonomistymningsverket ホームページより"Rapport Statsbudgetens utfall." (2007～2009), "Utfallet på statens budget 2010.", "Rapport Utfallet för statens budget." (2011～2013); 【フランス】 各年次予算法; 各補正予算法; Forum de la performance, "La loi organique relative à la programmation et à la gouvernance des finances publiques," 2013.7.30. <<http://www.performance-publique.budget.gouv.fr/le-budget-et-les-comptes-de-letat/les-lois-de-finances/approfondir/lactualite/la-lo>> ; 田中晋「「財政協定」が1月1日に発効—国内法制化期限は2014年1月1日—(EU、ユーロ圏)」『通商弘報』2013.1.8. <<http://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/biznews/50eb8099c8ed8>> 【日本】 参議院予算委員会調査室『平成26年度 財政関係資料集』pp.6, 190-191.

担当: 財政金融課 松浦 茂